

LtGStartupStudio会員約款

第1条（総則）

LtGStartupStudio会員約款（以下「本約款」といいます）は、加和太建設株式会社（以下「当社」といいます）が運営する「LtGStartupStudio」（以下「本施設」といいます）及び本施設内の設備等を他の会員とシェアして利用する会員について定めるものです。本約款は、当社と会員とのLtGStartupStudio会員契約における約款となります。会員は本約款及び別途当社が定める各種利用規約（以下「利用規約等」といいます）を遵守の上で本施設を利用するものとします。なお、本約款を除く利用規約等は、本約款と一体として、本約款を補完するものとします。

第2条（会員）

1. 本約款に定める入会申込手続きが完了した者（以下「会員」といいます）は、別途当社が定める会員種別に応じて、本施設、本施設内の設備及び機器、並びに当社が提供するサービスを他の会員とシェアして利用又は当社が主催するイベントに参加することができます。会員種別ごとの料金並びに利用できるサービスの範囲及び内容は、LtGStartupStudio料金一覧及び利用規約等に定めるものとします。
2. 当社と会員との「LtGStartupStudio会員契約」及び本約款その他本施設の利用規約等の一切の規定は、会員に対して本施設の全部又は一部における賃借権を設定するものではありません。

第3条（遵守事項）

会員は、本施設の利用にあたり、次の各号の事項を遵守するものとします。

- （1）本施設が地域社会に開かれた場であることを十分に理解し、お互いの配慮をもって本施設を利用すること。
- （2）本施設並びに本施設内の設備、機器、資材、付帯設備、什器及び備品等（以下総称して「設備等」といいます）の利用につき、本施設の定めるマニュアル等を遵守すること。
- （3）本約款及び利用規約等を遵守すること。

第4条（入会資格）

本施設の入会資格は、次の各号の項目を全て満たすこととします。

- （1）個人又は法人で、本約款及び利用規約等に同意し、遵守する方。なお、18歳未満の方が会員となるには、法定代理人の同意及び同意書が必要となる場合があります。
- （2）本約款第27条第1項に規定する暴力団員等及び同項各号の事由に該当せず、かつ将来にわたってこれに該当しない方。
- （3）過去に会員を除名処分（除名処分に該当する行為を行い、その後退会した方を含みます）となったことがない方。
- （4）その他、当社が入会を相応しいと判断した方。

第5条（入会）

1. 本施設に入会を希望する方（以下「入会希望者」といいます）は、本約款及び利用規約等に同意し、所定の方法で入会申込を行うものとします。
2. 当社は、前項に基づく申込に対し所定の審査を行う場合があります。なお、当社は、その自由な裁量により入会申込を承認、又は承認しないことができ、承認しない場合はその理由は示さないものとします。
3. 当社が入会申込を承認した入会希望者を会員とします。
4. 当社と会員との本施設利用契約の有効期間は、本施設利用契約成立日から3ヶ月間とし、有効期間満了の1ヶ月前までに当社又は会員からの書面による本施設利用契約の終了の申出がない場合、従前と同一内容で、3ヶ月間自動で延長するものとし、以後も同様とします。
5. 当社は、入会希望者及び会員に対し、当社が必要と判断する資料の提出を求めることができます。
6. 入会申込手続きが完了した会員は、第8条2項に従い会員料金を支払うものとします。

第6条（会員情報の登録と変更）

1. 本約款第5条に基づく入会申込時に登録した情報は、本施設の会員管理システムに登録されます。
2. 登録されている会員情報に変更が生じた場合、速やかに所定の方法で変更の申請を行うものとします。会員が、変更の申請をしなかったことで、何らかの不利益を被ったとしても、当社は一切の責任を負いません。
3. 当社は、会員が入会時及び登録情報の変更時に登録した情報を適切に取扱うものとします。

第7条（サービス）

1. 会員は、その種別に応じて、本約款に定める他別途利用規約に定める本施設及び本施設に関する各種サービス（以下総称して「本サービス」といいます）を利用できます。なお、本サービスには、基本となる会員料金で利用できるサービスの他利用料が発生するサービス（以下、会員料金とは別に利用料が発生するサービスを「オプションサービス」といいます。）があります。詳細については、別途利用規約に定めるものとします。
2. 当社が主催するイベント、セミナー等の開催等により、本サービスの全部又は一部の利用を制限することがあります。その場合、当社は、通知又は公表その他当社が適当と認める方法により、告知するものとし、その期間本サービスを利用できないことに関して、当社が定める会員料金及び所定のオプションサービスにかかる料金（以下総称して「利用料金」といいます）の払い戻し等はいりません。
3. 本サービスの内容は変更することがあります。この場合、通知又は公表その他当社が適当と認める方法により、事前に会員に告知することとします。
4. 会員は、本約款及び利用規約等に従い、本サービスを利用するものとします。
5. 会員は、他の会員及び第20条第2項に定める会員外利用者（以下、総称して「会員等」という。）により現に使用されていない座席、ミーティングルーム等の施設を利用できるものとします。また、会員は、他の会員等が使用できないよう、現に自らが使用しない時間帯に、座席、ミーティングルーム等を不当に占有、確保できません。
6. 会員は、本サービスの利用に際して既に他の会員等が座席、ミーティングルーム等を利用しており利用することができない場合であっても、当社に対して異議、苦情、入会金等、月会費等の返還その他一切の請求等を行わないことを、確約します。
7. 当社は、本サービスの利用に適した会員数を調整するため、会員による利用を断ることがあります。
8. 本約款に定めのない事項は、別途利用規約等に定めるものとします。

第8条（オンラインコミュニティ）

1. 会員はSNSを用い当社が提供する本施設に関するオンラインコミュニティ（以下「オンラインコミュニティ」といいます）に参加することができます。オンラインコミュニティは、当社が利用を認めた会員のみ利用できません。会員は、オンラインコミュニティにおいて、会員自らの事業又は活動に関する宣伝・告知や他の会員に向けた情報の提供、他の会員との交流等にご利用いただけます。
2. 会員は、オンラインコミュニティにおいて、以下のいずれかに該当する行為（以下、本条において「禁止行為」といいます）を行ってはなりません。会員の行為が禁止行為に該当すると当社が判断した場合、当社は、事前の通知なく、当該会員の行った投稿の削除、当該会員のオンラインコミュニティの利用禁止（オンラインコミュニティからの除外又は排除を含みます）その他の必要な措置ができるものとします。
 - （1） オンラインコミュニティ上において公開されている他の会員等の個人情報を許可なく利用する行為。
 - （2） オンラインコミュニティ上において公開されている他の会員等の著作権等の知的財産権を侵害する行為。
 - （3） 当社、他の会員、本施設又は本サービス等を誹謗中傷する行為。
 - （4） 他の会員等に不快感を与える営業行為や政治・宗教等に関する勧誘行為。
 - （5） 法令若しくは当社が別途定める他の規約に違反する行為、又は公序良俗に反する内容や閲覧者に不快感を与える内容を投稿する行為。
 - （6） その他当社が社会通念上不適切であると判断する行為。

第9条（インターネット環境）

1. 当社は、会員等に対し、本施設においてインターネット接続を可能とする環境を提供するものとします。
2. 会員等が当社の提供する回線を用いてインターネットへ接続する場合、下記のトラブル等については、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - （1） インターネット上のウェブサイトの適合性
 - （2） インターネットを通じて入手可能なシステム・プログラムやファイル等の安全性
 - （3） インターネット上のエラーや不具合
 - （4） インターネットの利用不能により生じた損害
 - （5） インターネットの利用による個人情報及び機密情報の漏えい
 - （6） インターネットの利用による外部からの不正アクセス及び改変
 - （7） その他前各号に関連するトラブル等

3. 当社は、業務上必要であると認める場合、又はやむを得ない事由が発生した場合、インターネット環境提供サービスを一時停止することができるものとします。
4. 当社が会員等に対し、原因の如何及び帰責性の有無にかかわらず、インターネット環境を提供することができない場合、これにより会員等に損害が生じた場合でも、当社は、会員等に対してその損害を賠償する責任を負いません。

第10条（オプションサービス）

会員は、当社所定の方法で申込、当社指定の料金を支払うことで、オプションサービスの提供を受けることができるものとします。なお、オプションサービス内容及び料金は、別途利用規約に定めるものとします。

第11条（所持品の管理）

1. 会員は、本約款及び別途定める利用規約の定めに従い、会員が本施設利用時に必要となる私物を保管し、または所定の条件を満たした会員宛ての郵便物（以下「郵便物」という）または配達物（以下「配達物」といい、郵便物と配達物を総称して以下「受取郵便物等」という）を収納するため当社所定のロッカー（以下「専用ロッカー」という）を利用することができるものとします。なお、会員は、第4項各号に該当する物品等を専用ロッカーに収納、保管等してはならないものとします。
2. 会員が専用ロッカーを利用している場合を含め、会員宛ての配送物、本施設内における会員等の所持品の管理は、利用規約の定めを遵守し、会員等の責任において行うものとし、本施設内において生じた盗難及び紛失、事故等については、当社は一切の責任を負いません。
3. 当社は、専用ロッカーを利用する会員宛ての郵便物および配達物の不在票（以下「宅配便不在票」という）が当社所定の営業時間内に本施設宛てに配達、配送等された場合には、これを代理して受領し、当該会員の専用ロッカーに収納するものとします。
4. 前項により当社が代理受領する郵便物、宅配便不在票にかかる配達物は、以下の各号のいずれにも該当しないものに限るものとし、当社は、これら要件等を満たさない郵便物、配達物、宅配便不在票等（以下「非受取郵便物等」という）を一切受け取りません。会員は、当社が非受取郵便物等を受領した場合には、当社の請求に従い、会員の費用負担により、直ちにこれを引き取るものとし、これに違反した場合には非受取郵便物等が当社により処分等されることを予め異議なく承認します。また、当社は、郵便物および非受取郵便物等について、いかなる場合でも会員の住所、居所への転送等のサービスを行いません。

①宅配便、速達郵便、書留郵便（現金書留を含む）、特定記録郵便、内容証明、本人限定受取郵便等

②裁判所などから送達等された公的または法的な書類、その他の重要書類等

③なまもの、こわれもの、貴重品（現金、有価証券、美術品、宝石、貴金属類、印章、通帳、キャッシュカード、クレジットカード等を含む）、生き物、危険物（銃器、刀剣類など法令に違反する物品、揮発性・発火性を有する物品・薬物等を含む）、違法な薬物・薬品等

④湿気・臭気を発する物品、その他不潔な物品

⑤専用ロッカーの所定の収納容量を超過するもの（既に専用ロッカー内に収納されている会員の私物および受取郵便物等に追加することにより所定の収納容量を超過する場合を含む）

⑥当社が大きさ、重さ、重量等の要件を定めた場合に、当該要件に適合しないもの。

⑦前各号のほか、当社が不適当と判断したもの

5. 当社は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、専用ロッカーにおける会員の私物および受取郵便物等の収納、保管等、および前2項による郵便物、宅配便不在票の受領または非受取郵便物等の受領拒否、受取遅延等について何ら責任を負わないものとします。万が一、会員の私物および受取郵便物等ならびに当社が受取った非受取郵便物等が紛失、盗難、毀損、汚損、滅失等し、会員または第三者に損害が生じた場合でも、会員は、当社に対し異議、苦情、損害賠償、補償、その他一切の請求を行わず、当該第三者をして当社に対し異議、苦情、損害賠償、補償、その他一切の請求を行わせないことを、当社に対して確約します。なお、本項により当社に故意または重大な過失が認められることにより責任を負う場合でも、その責任は、本条のサービスの月額利用料金の1ヶ月分を上限とします。

6. 当社または当社の指定する者は、専用ロッカーの使用、維持管理状況の調査、保全、衛生、防犯、防災、救護その他必要がある場合には、あらかじめ会員に通知のうえ、専用ロッカーを開け、これを点検し、必要があれば会員に対し適当な措置を求め、または当社がその措置を講ずることができるものとします。ただし、火災、盗難その他緊急を要するやむを得ない場合には、当社は、あらかじめ会員に通知することなく専用ロッカーを開けて必要な措置を講ずることができるものとし、この場合事後にその旨を会員に通知します。

第12条（住所利用および登記）

1. 前項のサービスを利用する会員は、当社が所定の手続きにより承認した場合には、本建物または本施設の住所を、会員または会員が設立等する法人等の住所または本・支店もしくは営業所の所在地（会員または会員が設立等する法人等の住所ならびに本・支店および営業所の所在地を総称して以下「会員等所在地」という）として、名刺およびホームページ等に表示し、顧客もしくは配送業者等に通知し、所轄官公庁等に届出等を行い、または登記することができるものとします。
2. 会員は、前項に基づいて会員等所在地を表示し、通知し、届出等を行いまたは登記した場合には、その旨を当社に通知するものとします。この場合、会員は、当社の指示に従い会員等所在地の表示、通知、届出等、または登記の事実を証する書面（登記事項証明書等）を運営会社に提出するものとします。
3. 本件建物の所有者により本建物のビル名が変更される場合、当社は何ら責任を負わないものとし、会員はあらかじめこれを異議なく承諾します。

第13条（屋号利用の承諾）

個人で登録する会員は、以下の各号および当社の指示に従うことを条件に、屋号及び旧姓を利用できるものとします。

- ①会員は屋号を適切に利用し、屋号を用いて行った一切の行為について責任を持つこと。
- ②法人で登録する会員の場合は、屋号利用は不可とする。
- ③個人で登録する会員は、屋号及び旧姓を利用できる本施設のサービスは、利用区内の住所表示・ロッカーの社名表示板の掲示・郵便物の受取に限るものとする。
- ④個人で登録する会員の屋号利用は、ひとつに限るものとする。
- ⑤個人で登録する会員が旧姓を使用する場合、旧姓と現在の姓が同一人であることを示す資料（戸籍謄本等）を当社に提出するものとする。
- ⑥会員は、当社が事前に会員へ通知のうえロッカーの屋号及び旧姓表示板を撤去する場合があることを了承すること。この場合、当該撤去にかかる費用は会員が負担すること。
- ⑦会員は、屋号を変更した場合は直ちに書面で当社に通知すること。
- ⑧会員は屋号及び旧姓の利用を停止するときはあらかじめ当社に通知するものとする。

第14条（利用料金・諸費用）

1. 会員は、本サービスを利用するにあたって、別途当社が定める利用料金を当社に対し支払う義務を負います。ただし、当社が特別に認めた者はこの限りではありません。
2. 会員は、別途当社が定める期日までに、電子決済サービス「PayPay」（PayPay株式会社が開発した電子決済サービス）により利用料金を支払うものとし、現金、銀行振込、クレジットカードその他の電子決済サービス等での支払いはできません。また、支払いにかかる消費税は会員の負担とします。なお、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の諸費用に係る消費税について、前払金を含め法改正の内容に従い、会員は差額を負担するものとします。
3. 利用料金の内容は別途「LtGStartupStudio料金一覧」に定めます。
4. 入会日が月の途中である場合でも、会員は、当月の利用料金全額を当社に支払う義務を負います。
5. 当社は、所定の利用料金の支払方法及び支払日を決定・変更できるものとし、この場合、通知又は公表その他当社が適当と認める方法により、事前に会員に告知することとします。
6. 当社は、会員が利用料金の支払を遅延したとき、当該利用料金の残金に対し、支払期日の翌日から支払日に至るまでの日数に応じ、年率14.6%（1年を365日として日割計算）の遅延損害金を請求することができるものとします。
7. 当社は、運営上必要と判断した場合又は経済情勢等の変動に応じて、会員種別の改廃又は利用料金の金額を変更することができるものとします。この場合、通知又は公表その他当社が適当と認める方法により、事前に会員に告知することとします。
8. 利用料金は、本施設の利用状況に関わらず、退会の手続きが完了するまで発生します。

第15条（退会）

1. 退会を希望する場合、会員は所定の方法で申請するものとします。

2. 会員は、退会希望月の15日までに退会の申請及び所定の手続きを行い、当社が受理することにより退会希望月の末日に退会することができます。
3. 退会申請後も、退会日までの期間は本施設を利用できます。ただし当該期間における本施設の利用の有無に関わらず、利用料金の日割り計算は行わず、利用料金の全額を支払うものとします（既に支払い済みの利用料金は返金できません）。
4. 会員は、未払いの利用料金がある場合は、退会手続き（本約款第18条及び第19条による除名、会員資格喪失を含みます）が完了していても支払い義務を負うものとします。
5. 退会希望月の15日を超えて退会の申請をした場合は、退会希望月の翌月末時点における退会となり、退会までの利用料金の支払いの義務を負うものとします。

第16条（会員資格の譲渡、貸与）

会員は、いかなる場合も、自己の会員資格を第三者に譲渡・貸与又は担保に供することはできません。

第17条（通知及び公表）

1. 通知は、本約款第6条によって登録された住所宛に郵送、又は同条によって登録されたメールアドレス宛に電子メールを送信する方法により行うこととし、当社が発送又は送信した場合には、到達若しくは受信が遅れ又は到達若しくは受信しなかったときでも通常到達又は受信すべき時に到達又は受信したものとみなします。
2. 公表は、本施設の公式ウェブサイト等に掲載する方法により行うこととします。

第18条（会員の除名）

1. 会員が以下のいずれかの事由に該当した場合、当社は、その任意の裁量により、事前の催告なく、第2項に定める方法により、当該会員を除名することができるものとします。また、除名処分を受けた会員は、その後本施設に立ち入ることができないものとします。
 - (1) 本約款又は別途当社が定める利用規約等に違反したとき。
 - (2) 当社の名誉、信用を毀損し、又は本施設の秩序を乱したとき。
 - (3) 利用料金の滞納金額が2か月分に達したとき。
 - (4) 当社や他の会員又は第三者の知的財産権その他の権利を侵害する等違法行為を行ったとき。
 - (5) 入会に際して当社に虚偽の申告をしたとき。
 - (6) 反社会的勢力等であることが判明したとき。
 - (7) 当社や他の会員又は第三者に対する迷惑行為、本施設の運営に支障を与えるような行為をしたとき。
 - (8) 本約款第22条に定める禁止事項に該当する行為を行ったとき。
 - (9) その他、当社が会員として相応しくないと判断したとき。
2. 前項の会員の除名は、本約款第6条によって登録された住所宛に除名通知書を発送する方法によるものとします。
3. 除名された会員は、除名通知書記載の期日に会員としての一切の資格、権利、特典を失います。
4. 当社が、第1項に基づき会員を除名する場合、当社は、除名された会員に対して既に支払われた利用料金について一切返金致しません。

第19条（会員資格喪失）

会員は以下のいずれかの事由に該当する場合に会員資格を喪失します。

- (1) 退会
- (2) 除名
- (3) 死亡
- (4) 法人である会員の破産、民事再生、会社更生、特別清算手続開始、合併によらない解散等
- (5) 本施設の閉業
- (6) 相当期間にわたり、本施設及び本サービスを利用しなかった場合
- (7) その他、当社が必要と判断した場合

第20条（会員外利用者）

1. 会員は、業務上の打合せを目的として会員外の方（当社が会員の同伴者として本施設の利用を認め、かつ本約款及び利用規約等に同意いただけただけの方に限ります。以下「会員同伴者」といいます）を本施設に入場させることができます。

2. 会員同伴者ではない会員外の方も、当社が本施設の利用を認め、かつ本約款及び利用規約等に同意いただけた方（以下「特別利用者」という）に限り、当施設に入場することができます（以下、会員同伴者と特別利用者を総称して「会員外利用者」といいます）。

3. 会員外利用者は、当社が認めた時間に限り、当社が認めたスペースを利用できるものとします。

4. 会員外利用者は、本約款及び利用規約等に基づき会員が負う義務と同様の義務を負うものとし、会員外利用者の責めに帰すべき事由により当社又は第三者が損害を被った場合、会員外利用者及び当該会員外利用者を同伴した会員はその損害の一切を連帯して賠償する責任を負うものとします。

第21条（損害賠償）

1. 会員は、自らの責に帰すべき事由により本施設並びに本施設の設備等を破損・紛失した場合、直ちに当社に連絡するとともに、当該破損等の修復に要する費用及びこれに伴う損害を賠償するものとします。

2. 会員は、自己の責に帰すべき事由により当社又は他の会員その他の第三者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償する責任を負うものとします。

第22条（禁止事項）

会員は、本施設内及び本施設周辺において、以下のいずれかの事由に該当する行為を行ってはなりません。また、以下のいずれかの事由に該当する行為を行い、当社、当社の業務委託先、他の利用者、その他第三者に損害を及ぼした場合、会員はその損害の全額を賠償する義務を負うこととします。

- (1) 事前の許可無く、動植物を本施設内に持ち込むこと。
- (2) 本施設の設備等その他本施設が管理する物品の損壊や持ち出し。
- (3) 本施設のサーバー又はネットワーク機能を破壊したり、妨害したりする行為。
- (4) 本施設内で飲酒をすること（当社が認める場合、当社が認める場所を除く）。
- (5) 危険物（火薬類、爆発性物質その他当社が本施設の運営上、危険であると判断したもの）又は当社が他人の迷惑となると判断し持ち込みを禁止した物品を本施設内に持ち込むこと。
- (6) 本施設内での喫煙、及び火気の使用（当社の事前の許可を得た場合を除く）。
- (7) 他人の迷惑となる騒音、臭い等を発生させ、本施設の円滑な運営、秩序の維持・保全を害する行為。
- (8) 他の会員（会員外利用者を含む、以下同じ）や当社、当社の業務委託先を誹謗、中傷すること。
- (9) 当社の許可なく本施設において物品の売買、営業行為や勧誘活動をすること。
- (10) 営利・非営利を問わず勧誘行為（団体加入の勧誘を含む）や政治活動、署名活動をすること（当社の事前の許可を得た活動は除く）。
 - (11) 他の会員及び当社の従業員、当社の業務委託先等に対する暴力行為、脅迫行為等。
 - (12) 法令又は公序良俗に反する行為、又はそのおそれがある行為。
 - (13) 正当な理由なく、当社の業務を妨げる行為。
 - (14) 他の会員の本施設の利用を妨げる行為。
 - (15) 本施設の秩序を乱す行為。
 - (16) 許可なく当社及び本施設の名称を使用する行為。
 - (17) 当社若しくは他の会員の名誉・信用、プライバシー・肖像権等の人格的権利及び知的財産権等を侵害する行為。
 - (18) 18歳未満の方が、20時以降に本施設を利用すること。
 - (19) 本施設内に備品等を設置し又は物を放置する行為。
 - (20) 共用スペースを不当に占有、確保する行為。
 - (21) 当社が別途定めるLtGStartupStudio利用規約第6条各号に定める行為。
 - (22) その他当社が不適切と判断する行為。

第23条（営業時間及び本サービスの提供の停止又は利用制限）

1. 本施設の営業時間は、別途本施設内にて掲示するものとします。

2. 本施設の休館日は、日曜日、祝日及び別途当社が定める日とします。この休館日には全館貸し切りのために休館とする日を含みます。

3. 当社は、以下のいずれかの事由により、事前に告知することなく、一時的に本サービスの全部又は一部の提供の停止や利用制限を行う場合があります。この場合、会員に発生した損害に対し当社は一切の責任を負いません。

- (1) 設備の保守、点検、本施設内の改装、修理などを行う場合。

- (2) 火災・停電等の事故により本サービスの提供ができない場合。
- (3) 天変地異、テロ、疫病その他の不可抗力事由に基づき、本サービスの提供が不能な場合。
- (4) 行政の指導、法令の定め等の事由により当社が本サービスを提供することが適切でないと判断した場合。
- (5) その他、当社が合理的と判断する事由が生じた場合。

4. 本施設を休館、一時閉鎖する場合、通知又は公表その他当社が適当と認める方法により、事前に会員に告知することとします。ただし、緊急を要する場合等やむを得ない場合にはこの限りではありません。

第24条（本サービス提供の終了）

1. 当社は、会員に対し、事前に通知又は公表その他当社が適当と認める方法により告知することによって、本サービスの全部又は一部の提供を終了することができるものとします。
2. 当社が前項の規約に従い本サービスの提供を終了する場合、会員は、本サービスの提供の終了に伴い発生した損害の賠償、その他一切の請求をできないものとします。
3. 当社が第1項に基づき本サービスの提供を終了する場合、同項で定める告知が行われた日が属する月の翌々月末日をもって、本サービスの提供は終了するものとします。
4. 当社が第1項に基づき本サービスの提供を終了する場合、会員は本施設から提供された備品の返却、施設内荷物の撤去、登録住所の変更、登記サービスを利用している場合は本店等移転登記手続を行い、本店等移転登記が完了したことが記載された商業登記事項証明書（発行日から1か月以内のものに限ります。）を提出するものとします。

第25条（守秘義務）

会員は、本サービスの利用に関連して知り得た情報、その他機密に属すべき一切の事項を第三者に開示・漏洩させてはなりません。また、これによって他の会員に生じた損害について本施設は一切の責任を負いません。

第26条（著作権等）

1. 本サービスの提供にあたり当社が会員及び本施設の利用者に提供したソフトウェア、情報、写真、その他の著作物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利等を含む、以下同じ）その他一切の権利については、当社若しくは著作物の著作者又は権利者に帰属するものとします。会員は、当該著作物について複製、転用、公衆送信、譲渡、翻案及び翻訳などの著作権、商標権などを侵害する行為を行ってはならないものとします。
2. 前項に違反し問題が生じた場合、会員は、自己の費用と責任において当該問題を解決するとともに、当社及び第三者に一切の迷惑又は損害を与えないものとします。

第27条（反社会的勢力排除）

1. 会員は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、及び以下のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言辞又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為。
3. 当社は、会員が前2項に違反した場合、催告その他何らの手続を要することなく、直ちに会員を除名することができます。

4. 前項に基づき会員を除名された場合、会員は、当社に対し、当該会員の除名を理由として損害賠償その他何らの請求をすることができません。

第28条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、本サービスの申込又は利用等を通じて当社が知り得た会員の個人情報（以下「個人情報」といいます）について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 会員は、自己の個人情報を当社が以下の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
 - （1）会員より依頼を受けた各種サービスを当該会員に対して提供するため。
 - （2）本サービスの運営上必要な事項を会員に知らせるため。
 - （3）本サービスその他当社の提供するサービスの改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため。
 - （4）本サービスの利用状況や会員の属性等に応じた新たなサービスを開発するため。
 - （5）本施設の関連サービスや各種情報を提供するため。
 - （6）その他当社の各種金融サービスや各種情報を提供するため。
3. 当社は、事前に会員の同意を得た上で、当該個人情報を、本施設が定める方法により他の会員に開示することがあります。
4. 当社は、本サービスの運営や管理に必要な業務の一部又は全部を、第三者に委託することがあります。この場合、当社は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に会員の個人情報を取り扱わせることがあり、会員はあらかじめこれに同意するものとします。
5. 前3項に定める場合のほか、以下のいずれかに該当する場合は、当社は会員の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。
 - （1）個人又は公共の安全を守るために緊急の必要がある場合。
 - （2）裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、又は法令により開示が必要とされる場合。
 - （3）当社が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合。

第29条（免責事項）

当社は、本施設並びに施設内の設備等の利用に起因する不具合、事故や怪我、施設内での盗難、情報の窃取等により会員に生じた損害につき、当社に故意又は重過失がある場合に限り通常損害の範囲で賠償義務を負うものとします。

第30条（約款等の改定）

1. 当社は、民法548条の4の規定により、次の場合に本約款及び利用規約等を変更できるものとします。
 - （1）会員の一般の利益に適合する場合。
 - （2）前号の場合を除き、会員の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性等に照らして合理的なものである場合。
2. 本約款又は利用規約等の変更は、変更後の規約の内容及び効力発生日を本施設の公式ウェブサイト等その他適当な方法で周知し、効力発生日から変更後の規約の効力が発生するものとします。
3. 本条第1項2号による変更の場合、前項の周知時と効力発生日の間には1か月以上の相当な期間を置くものとします。但し、当社が緊急と判断した場合はその限りではありません。

第31条（管轄裁判所）

当社と会員等との間で紛争が生じた場合、静岡地方裁判所沼津支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第32条（準拠法）

本約款及び利用規約等の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

制定2021年XX月XX日